

令和7年3月13日14時00分
近畿地方整備局

入札監視委員会の審議概要を取りまとめましたので公表します。

近畿地方整備局入札監視委員会は、令和6年度第2回第一部会及び第二部会をそれぞれ開催しました。

「令和6年度 入札監視委員会 第2回定例会議(第一部会、第二部会)」結果の公表

<開催の概要>

<第一部会>

開催日時 : 令和 7年 1月30日(木) 9:30 ~ 12:00 (別紙1参照)
開催場所 : 大手前合同庁舎 5階 共用会議室2
(港湾空港関係事務を除く入札・契約手続に係る事項)

<第二部会>

開催日時 : 令和 7年 2月 4日(火) 13:00 ~ 15:30 (別紙2参照)
開催場所 : 神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室
(港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項)

定例会議では、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに契約した「工事」等の契約に関する入札・契約手続の運用状況等にかかる報告及び委員会が抽出した案件に関する入札・契約の過程並びに契約内容にかかる審議が行われました。

- 入札監視委員会は、入札及び契約の過程、契約内容の透明性を確保するため、平成6年度から設置された学識経験者等で構成される第三者機関です。
- 本内容は、近畿地方整備局のホームページに掲載しております。
https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/watchdog_commission/index.html

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

【第一部会】 TEL:06-6942-1141 (代表) 9:15~18:00
主任監査官 河村(内線2114) 入札契約監査官 吉崎(内線2115)
【第二部会】 TEL:078-391-7576 (直通) 8:30~17:15
総務部契約管理官 石崎(内線6311) 総務部経理調達課長 加藤(内線6310)

【定例会議】審議概要 (令和6年度 入札監視委員会 第一部会 第2回)

開催日及び開催場所	令和7年1月30日(木) 大手前合同庁舎 5階 共用会議室		
委員 (五十音順) (敬称略)	安部 将規 (アイマン総合法律事務所 弁護士) 泉 克幸 (関西大学 教授) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 清滝 ふみ (近畿大学 教授) 八木 知己 (京都大学大学院 教授)・(今回抽出担当)		
審議対象期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年9月30日		
報告事項	① 半期毎の契約状況 ② 指名停止措置の運用状況 ③ 談合情報等の対応状況 ④ 再度入札における一位不動状況 ⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況 ⑥ 一者応札の発生状況 ⑦ 不調・不落の発生状況 ⑧ 高落札率の発生状況	(備考) ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	(備考) ・ 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり		
契約方式			総件数 10件
(工事)			
一般競争入札方式 (WTO 対象)			2件
一般競争入札方式 (WTO 対象外)			4件
(業務)			
一般競争入札方式	1件		
簡易公募型競争入札方式	1件		
簡易公募型プロポーサル方式	1件		
(役務及び物品)			
一般競争入札方式	1件		
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		

令和6年度 入札監視委員会 第2回定例会議 抽出工事等一覧

抽出工事対象期間 : 令和6年4月1日～令和6年9月30日
 抽出年月日 : 令和6年11月13日
 抽出委員 : 八木 知己
 抽出資料 : 入札方式別発注工事等一覧表

抽出工事件名等

	入札方式	工事名・業務名	工事種別・業務区分・業務分類	契約金額 (千円)	備考
①	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	国立京都国際会館展示施設増築他建築工事	建築工事	3,942,400	営繕部
②	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	野洲栗東バイパス中地区道路改良工事	一般土木工事	1,243,000	滋賀国道事務所
③	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	揖保川水系樋門等遠方監視操作制御設備新設その他工事	機械設備工事	168,300	姫路河川国道事務所
④	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	西脇北バイパス下戸田高架橋(P8-P11)鋼橋上部工事	鋼橋上部工事	548,350	兵庫国道事務所
⑤	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	奈良国道事務所舗装補修工事	アスファルト舗装工事	218,207	奈良国道事務所
⑥	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	足羽川ダム付替県道16号橋上部工事	プレストレスト・コンクリート工事	608,630	足羽川ダム工事事務所
⑦	一般競争入札方式	紀南河川国道事務所道路改築積算技術業務	土木関係建設コンサルタント業務	288,222	紀南河川国道事務所
⑧	簡易公募型競争入札方式	大戸川ダム管理用道路地質調査業務	地質調査業務	21,824	大戸川ダム工事事務所
⑨	簡易公募型プロポーザル方式	北部地区トンネル点検業務	土木関係建設コンサルタント業務	214,500	近畿道路メンテナンスセンター
⑩	一般競争入札方式	令和6年度～令和10年度河川情報精度監視業務	役務	4,416,500	河川部

<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存部部分を施工したA者が他者より入札金額が高額で技術評価点が低い理由はあるのか。 ・ 入札参加者数3者のうち2者が予定価格超過となっており、不自然と思えるが如何か。 ・ 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札金額の高額の理由は不明だが、技術評価点が低いのは、評価に該当しない内容なため、結果的に低くなった。 ・ 入札金額は、予定価格1%を切る程度超過であったため、不自然とは考えていない。
<p>● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象) (野洲栗東バイパス中地区道路改良工事)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事の両隣(東側・西側)は施工中となっているが、野洲栗東バイパスは延長が長い為、本工事と同様に分割発注となっているのか。 ・ 本工事の受注者Aは、野洲栗東バイパス延長4.7km区間内で他の箇所も、受注の実績はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この中地区では盛土工事、中地区の近接では改良工事、名神ICと接続する地区では橋梁工事など、構造を分けて発注している。 ・ 受注者Aは、当該区間での他の実績は無い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格超過の数が多いが、理由はあるのか。 ・ B者の評価点が高く入札金額が低額にもかかわらず、なぜ入札無効となったのか。また、調査基準価格が高すぎではないか。 ・ 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の積算で歩掛かりの見積書を徴収し、歩掛かり単価を公表するが、各者の積算額が結果的に官積算等より超過したと考えている。 ・ 調査基準価格より低かったため、低入札価格調査において資料を求めたが、辞退され無効となった。また、調査基準価格は、仕様内容に適合した履行がなされているか品質の確保や適切な経費が計上されているかなどを確認するための価格を設定している。
<p>● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (揖保川水系樋門等遠方監視操作制御設備新設その他工事)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者数1者だが、理由はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加条件として地域条件を広く設定し、工事実績を新設だけではなく、更新や修繕など過去に携わっている者も対象としているが、入札参加業者が限られているのではと分析している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ この工事でネットワークのようなソフト的な内容がふくまれているのか。ネットワークになると参加者は、1者になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の内容としては、電気通信関係あるいは機械器具関係であり操作端末と考えれば電気通信関係がメインとなる。しかし、本工事はゲートの制御設備を追加する工事であることから、樋門設備全体の構造やその挙動を熟知している者に入札

<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠方監視操作制御設備の設置が69箇所中、20箇所設置済み、5箇所施工中だが、受注者Aの実績はあるのか。 ・ 最初20箇所、次に5箇所、今回6箇所の発注となっているが、入札参加者数が少ないことから参加者数を増やすために箇所数を減らして発注しているのか。 ・ 入札価格が予定価格に近い金額となっているが、理由はあるのか。 ・ 本件は了承とする。 <p style="text-align: center;">● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (西脇北バイパス下戸田高架橋 (P8-P11) 鋼橋上部工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制確認調査とは、何か。 ・ 予定価格が高過ぎではないか。 ・ 本件は了承とする。 <p style="text-align: center;">● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (奈良国道事務所舗装修繕工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3者が入札後に辞退したのは、配置予定技術者が他工事に配置され、配置技術者が不足になったことが理由か。 ・ 各者の入札金額を見ると落札率の開きがあるが、何か理由はあるのか。 ・ 本件は了承とする。 	<p>参加が必要であるため、設備工事としての発注となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者Aは、令和3年度に20箇所設置の実績がある。 ・ 予算の制約等のある中での6箇所の発注となっている。入札参加者数を増やす取組として、ダウンロードした者にヒアリングをした結果、配置予定技術者不足による入札不参加と聞いている。引き続き発注ロットや適切な発注時期を見極めながら、競争性が確保出来るように取組を行っていく。 ・ 同じ工種で過去の落札率も平均97%であり、入札価格と官積算の価格がある程度近いと分析している。 ・ 低入札調査時に品質が確保されているかの確認で、資料を求め、評価項目に施工体制確保の確実性、品質確保の実効性についてヒアリングを行うが、資料の提出が無く辞退となった。 ・ 積算は市場調査を行い、単価設定を行っている。入札参加者も調査基準価格を狙って入札していると推測する。 ・ 貴見のとおり。 ・ 一般的な舗装工事であり、各者は過去からの落札金額を参考に積算しており、予定価格を類推しやすいと考える。また、過去の工事の落札率も概ね同じである。
---	---

● 6. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(足羽川ダム付替県道16号橋上部工事)

- ・ 入札調書を見ると1者だけ金額が大きいのが、何か理由はあるのか。
 - ・ 関連する他工事はあるのか。また、関連工事と受注者Aは同じ落札者なのか。
 - ・ ダム本体工事の進捗はどうか。また、ダム本体と付替工事との関連性はあるのか。
 - ・ 本件は了承とする。
- ・ 積算において標準歩掛り等を公表しているが、この入札金額になったことは、会社の事情ではないかと推測する。
 - ・ 別工事で橋台等を設置する橋梁の下部工があり、受注者は別の者である。
 - ・ 50%超の進捗率であり、令和11年度完成予定であるが、完成までに実際水を貯めて安全性を確認する試験湛水までに付替工事を完成する計画となっている。

● 7. 一般競争入札方式

(紀南河川国道事務所道路改築積算技術業務)

- ・ TECRIS実績による対象者数が1760者程度だが、入札参加者数が1者となっているが、理由があるのか。
 - ・ 落札率が100%となっているが、入札参加者数が1者のみと見越して入札をしているのか。
 - ・ 今回の受注者は、昨年度発注時も同じ受注者なのか。
 - ・ 参加資格の制約がある中、入札参加者数を増やす工夫は、難しいのか。
 - ・ 受注者のA・B設計共同体のA者は、和歌山県エリアの事業者なのか。それとも他県のエリアでも活動されている事業者なのか。
 - ・ 本件は了承とする。
- ・ 参加資格の中に中立公平性に関する要件があり、本業務の履行期間中に当該事務所発注工事を受注又は下請けをしていない、若しくは当該事務所発注工事を受注又は下請けしている者と資本金・人事面で関係が無いという制約があるため、入札参加者数が少ないと考える。
 - ・ 令和元年度以降で同じような業務を発注しているが、落札率80%から100%、入札参加者数も1者若しくは2者となっている。また、この業務の積算は、歩掛りの見積もりを徴収したうえで歩掛りを通知し、単価も公表されているため、我々の積算額が類推しやすいと推測される。
 - ・ 昨年度2件発注しているが、1件を受注している。
 - ・ 工事本数が多くなると人員確保も難しいということで、令和3年から2事業に分けるなど業務量を減らし、入札に参加しやすくなるよう工夫している。
 - ・ A者は、近畿管内の事業者であり、他県のエリアでも受注している。

<p>● 8. 簡易公募型競争入札方式 (大戸川ダム管理用道路他地質調査業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者数10者のうち5者が調査基準価格となっているが、積算ソフト等を使用して金額が算出されるのか。 質問に答えたことで、予定価格の類推の精度が上がるのか。 各者の入札金額や評価点がどうだったか、後で分かるのか。 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務は全て市場単価及び標準歩掛における積算に加え、入札手続きの中で積算条件の質問があり、回答した結果、単価及び予定価格が類推されと考えられる。 地形など積算条件に関する質問の回答を行ったことにより、予定価格の精度がさらに高くなったと推測する。 各者が分かるよう、入札調書を一般公開している。
<p>● 9. 簡易公募型プロポーザル方式 (北部地区トンネル点検業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価テーマに対する技術点に開きがあるが理由は何か。 地域の特性は、地域ごとに違うものなのか。 手続き開始の公示から技術提案書の提出期限までの期間が短いのではないのか。 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> トンネルの点検において、地形、環境などの地域特性の諸条件との整合性が高い提案か、また、着目点、問題点、解決方法など具体的な提案を求めており、各者の提案内容に差がついている。 トンネルにおいては、地山の地質や点検で使用する技術の提案内容が異なるため点数に差がついている。 標準的な期間になっている。
<p>● 10. 一般競争入札方式 (令和6年度～令和10年度河川情報精度監視業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回、Aが受注者だが、前回は受注者Aなのか。 受注者A以外に受注できる者はいないのか。 競争性が確保出来るように、工夫はしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴見のとおり。 資格要件の中で、同種業務に該当するのが36者、類似業務に該当するのが182者あるので、他者も入札参加が可能と考えている。 発注時期の前倒し、評価テーマの緩和、入札参加等級を撤廃し全等級にするなど幅広く工夫しており、今後も工夫を続け

たい。

- ・ 本件は了承とする。
- ・ 審議事項は全て了承し、審議については終了とする。

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和6年度第2回審議概要

開催日及び場所	令和7年2月4日（火） （本局：神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室）	
委員	西上 治（神戸大学大学院 准教授） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士） 森川 英典（神戸大学大学院 教授 第二部会長 今回抽出担当者） （五十音順）	
審議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項 ① 抽出案件	総件数 7件	（備考） [抽出件名]
<工事> 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事
一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1件	・舞鶴港和田地区岸壁(-12m)築造工事
一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1件	・和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)改良工事(第3工区)
<業務> 簡易公募型競争入札方式	1件	・神戸港臨港道路整備効果資料作成業務
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・港湾施設の延命化方策技術検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・大阪港北港南地区航路(-16m)磁気探査

<物品役務> 一般競争入札方式	1 件	・港湾業務艇「ゆうづる」運航
--------------------	-----	----------------

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見・質 問	回 答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事」</p> <p>・ A 者の技術提案が高く評価されている理由はなにか。</p> <p>・ 特定 JV の代表者等の同種工事の施工実績における計画土量及び計画水深の値は、本工事の実数の7割程度に設定されている。また、特定 JV の代表者以外の構成員に求める計画土量及び計画水深の値は、特定 JV の代表者等に求める当該値の5割程度に設定されている。こういった割合に設定している技術的な理由はあるのか。</p> <p>・ 本工事内容である土量や水深で施工することは、一般的に難易度が高いものなのか。標準的なものなのか。</p> <p>・ 優れた技術提案か否かはどのように評価しているのか。</p>	<p>・ A 者は、効率的な施工方法、安全性の配慮に関する提案及び、騒音対策に関する提案において、当局が求める指定テーマ及びその設定理由に最も合致するものであったため高く評価した。それぞれの指定テーマで2つの項目、2つの技術を提案して頂くが、優れた提案数が多かったことによる。</p> <p>・ 競争参加の要件として、当該工事の実数を求めるのは厳しいため、統一的な考えのもとこのような設定を過去から行っている。参加者数も一定数存在するため、問題はないと考えている。</p> <p>・ 標準的なものだと認識している。</p> <p>・ 指定テーマの設定理由に基づく着目点及び提案の目的が適切であり、効果・有効性及び履行の具体性、確実性に優れた提案か否かで評価している。</p>

<p>・生産性の向上に関する技術提案であれば、工期の短縮や費用の低減といった効果があるかと思うが、実際にはどうか。また、技術提案の事後評価はしているのか。</p> <p>・生産年齢人口が減少している中で、これからは効率化や生産性向上に資する技術が実績としてどういった効果を発揮しているのかを事後評価し、次の発注に活かしていくこと、また、業者へフィードバックすることが重要だと考える。</p> <p>・武庫川の周辺には住民が多く暮らしているが、工事の騒音によるクレームはなかったのか。</p> <p>・騒音対策に関して、受注者以外の参加者の技術を用いた場合の効果はどのように評価しているのか。</p> <p>・(標準的な施工で)騒音の基準値は下回っているのか。基準値よりさらに下回れるかどうかという観点から騒音対策を評価しているのか。</p> <p>・住民の方々には丁寧な説明を心がけてほしい。</p>	<p>・工期短縮や費用の低減の定量的な評価は難しく、作業効率や安全性の向上の観点で評価している。また、事後評価としては監督職員による現場の確認や、受注者へのアンケートで効果等を確認している。</p> <p>・承知した。</p> <p>・過去に近隣住民からのクレームはあった。</p> <p>・それぞれの競争参加者の技術提案の評価において、騒音の影響低減の効果の度合いや有効性の観点から評価している。</p> <p>・(標準的な施工で)基準値は下回っている。騒音の度合いを基準値よりさらに下回る工夫を提案頂くこととして騒音対策に関する技術提案を求めている。</p> <p>・承知した。</p>
--	---

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「舞鶴港和田地区岸壁(-12m)築造工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事では2者の評価値が同点となったため、抽選を行い、受注者を決定しているが、抽選とは具体的にどのような方法で行うのか。 ・2者の評価点が同点となっているが、こういった事例は頻繁にあるのか。 ・2者の入札価格が同額となっているが、こういった事例は頻繁にあるのか。 ・本工事では予定価格超過となった者が2者存在する一方、先程の審議案件（審議事項1「大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事」）では、低入札となった者が存在している。なぜこういった相反する事象が生じるのか。 ・公告から参加申請書まではどれほどの期間を空けているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が作成した電子入札システム上のプログラムにより抽選が行われる。本抽選において、当局や参加者が関与できる余地はない。 ・頻繁にはない。 ・頻繁にはない。積算の考え方、積算基準、単価について公表しているため、参加者が価格は推測した結果、同額になったと考える。 ・本工事では、瀬戸内海から舞鶴まで回航する際のリスクや陸上への揚土作業の難易度等の要因を踏まえて、参加者が価格を少し上積みしたことにより予定価格超過したのではないかと推察する。一方、先程の審議案件（審議事項1「大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事」）では、本工事よりも工事規模が大きく、落札したいという参加者の心理が働いたため、入札価格を下げた結果、低入札となった者が存在したのでないかと推測する。 ・国土交通省港湾局が発行している「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」に基づき、標準的な期間をとっている。

意見・質問	回答
<p>3. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)改良工事（第3工区）」</p> <p>・技術者を配置できないことを理由に辞退した参加者が3者いるが、こうした理由による辞退は頻繁にあるのか。</p> <p>・高炉セメントは温度が上昇しやすいため、使用にあたっては十分留意してほしい。</p>	<p>・頻繁にあるものではない。</p> <p>・承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港臨港道路整備効果資料作成業務」</p> <p>・業務の主たる部分とはなにか。</p> <p>・事後的に主たる部分を再委託したか否かの調査をしているのか。</p> <p>・再委託していた場合にペナルティはあるのか。</p> <p>・本業務の評価において、表彰や感謝状の有無で大きな点差がついているが、表彰を受けている企業は何社ほどいるのか。</p> <p>・B者の工程計画の評価について、どのような要素が検討されて、どのように評価されたのか。</p>	<p>・本業務では交通量推計や整備効果等資料作成等の成果に関しては主たる部分となる。</p> <p>・参加者が再委託をする際は、まず発注者に再委託にかかる申請をし、発注者は再委託される部分が主たる部分ではないことを確認するため、基本的に主たる部分は再委託されない。</p> <p>・仮に主たる部分を再委託していると、契約不履行になる。</p> <p>・表彰は、局長、部長、事務所長表彰にランク分けされ、近畿管内（港湾空港関係）では年間に数件、全国的にすると年間に数十件ある。発注者としては品質確保の観点から優秀な技術者に参加してほしいので、表彰について評価している。</p> <p>・B者は実施方法や整備効果に関する提案に加え、道路部局との調整も想定した工程を提案した点で他者より高く評価している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案は評価点におけるウェイトが高いため、その評価の仕方については、よく分析しておくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。
---	--

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型プロポーザル方式 「港湾施設の延命化方策技術検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務にはC者しか参加していないが、この者の評価点数で業務の履行に問題はないのか。 ・参加資格があっても先述の割合が60%以下の場合は失格になるのか。 ・本業務がなぜ1者しか参加していないかを分析しているか。 ・技術者が配置できないのは発注時期の問題か。 ・発注するタイミングによっては、業務の品質に直結するため、発注時期を変更した場合についても検討すべきである。 ・評価テーマ2「港湾施設の延命化ガイドライン（案）を作成する上での留意点」について、どういった観点で設定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の評価点数は、実施方針評価と特定テーマ技術提案評価の配点合計の60%以上の割合を満たす必要があるが、C者の評価点は配点合計の65%と基準を満たしており、業務を実施する上で問題はないという判断をしている。 ・そのとおり。当局が求めている提案に対して、一定以上の有効性がある提案ではないという判断になる。 ・ヒアリングの結果では、技術者が他の業務を担当しているため、この業務に参加できないというものであった。 ・発注時期の問題に加え、本業務の実施にあたっては、半年以上ある履行期間において、技術者を確保しなければならないことも要因として挙げられる。 ・承知した。 ・本業務の成果を直轄の職員だけでなく、港湾管理者にも提供するため、だれでも同じような評価ができるようなガイドラインを作成したいという考えのもと、テーマ2を設定した。

<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性はどうか。発注者が当初想定していた金額はどの程度か。 ・本業務の難易度は高いものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額については、予め発注者側から参考金額を提示しており、その範囲の中で受注者は金額を考えるため、当局の想定していた金額内である。 ・本業務は港湾施設の分析を通じて、地震による施設の変異を想定し、凡その目安を設定するものであり、相当労力を要することから、難易度は高いと考えている。
--	---

意見・質問	回答
<p>6. 簡易公募型競争入札方式 「大阪港北港南地区航路(-16m)磁気探査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者である D 者の技術提案にかかる業務理解度等の評価点は、他者と比較して低い点数だが、業務の品質に問題はないのか。 ・技術提案書の評価基準のうち、業務理解度の点数について、落札者である D 者の点数が他者より低くなっている。業務理解度が低い者が、機雷等を扱う業務を履行することに不安はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・D 者についても必要十分な提案をしており、履行に問題はないと考えている。実際、成果品についても問題はなかった。 ・本業務は海上で磁気量を確認するものであり、実際に機雷等を回収する技術力を求めているわけではない。

意見・質問	回答
<p>7. 一般競争入札方式 「港湾業務艇「ゆうづる」運航」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該港湾業務艇の乗組員の労働時間はどの程度を想定しているか。 ・船舶保険料はだれが負担するのか。 ・「運航 1日当たり」の入札金額で契約締結しているのはなぜか。 ・1日も運行しなかった場合でも一定金額の支払いを保証すると事業者も安心して入札に参加できると思うが、本業務では最低日数保障のような制度はあるのか。 ・「運航 1日当たり」の入札金額の中に船舶保険料も含まれているか。 ・本業務は毎年行っているのか。 ・参加者数が0になることはあるのか。 ・毎年1者しか参加していないのであれば、今後、0になる危険性があるので留意してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当局の職員と同じ労働時間を想定している。 ・船舶保険料は発注者である国が負担する。保険の契約自体は受注者が行う。 ・仕様書では241日と設定しているが、実際に運休となる日が明確に設定できないので、1日あたりの入札金額で契約締結している。 ・最低日数保障はない。 ・含まれている。受注者は1年間を通じて保険会社と契約するが、年間の船舶保険料を365日で割ることで、1日あたりの金額を算出し、入札金額に含んでいる。 ・毎年行っている。 ・0になったことはない。 ・承知した。

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止等の運用状況について、「建設業法違反」に該当する者と「過失による粗雑工事」に該当する者が分かれているが、どのような基準で書き分けているのか。 ・不調の案件があるが、なにが問題だったのか。 ・再発注への対応状況について、工事内容の変更で対処したということだが、どのように内容を変更したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置要領において、建設業法違反と粗雑工事は別の項目になっている。各事案において、「建設業法違反」と「過失による粗雑工事」のどちらにも該当した場合、一事不再理の考えのもとで、どちらか一方の項目を適用し、指名停止を行うため、案件によって指名停止の該当項目が異なる場合が生じる。 ・本工事は高所作業を伴うものであり、当該作業が可能な技術者を配置できなかったため、参加を見送ったと聞いている。 ・当初の工事内容は、柴山港で製作しているケーソンの吊筋の保全対策や矢板式護岸の電気防食等を行うものであったが、発注時期の見直しに加え、ケーソンの吊筋の保全対策自体は別件の工事で行うこととした。また、矢板式護岸の電気防食については、別件の内容と組み合わせて今年度に発注した。

意見・質問	回答
<p>8. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	